

令和5年度

創成トンネル消火ポンプほか整備業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路設備課

1 概要

本業務は、創成トンネルのトンネル非常用設備として設置されている消火ポンプ及び自動給水装置の機能保持を目的とする整備を行うものである。

2 履行場所

創成トンネル（札幌市中央区南1条西1丁目ほか）

3 履行期間

契約の日から令和6年3月29日まで

4 役務の仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」によるものとする。

5 役務の内容

- (1) 消火ポンプ（機名：125MS3530、製番：P08708458、(株)荏原製作所製）について、下表の部品交換を行い、試運転にて正常に動作することを確認すること。

【消火ポンプ 交換部品表】

見出し No.	部 品 名	仕 様	数 量
031	主軸	125MS 1ガタA 963L	1個
041-1	スリーブ（反負荷側）	125MS 136L	1個
041-2	スリーブ（負荷側）	125MS 84L	1個
052-1	軸受メタル		1個
052-2	軸受メタル		1個
067-1	オイルリング		1個
067-2	オイルリング		1個
077	バランスディスク	44X184	1個
079	バランスシート	OD=184	1個
085	封水リングブッシュ	GRB-52	2個
091	パッキン押え	SGL-54	2個
115-1	Oリング	3.1×290	3個
115-2	Oリング	3.1×220	1個
117	ガスケット		2個
119	グランドパッキン	52×72×9.5	6個
123	カップリングボルト	GLAB 20M	8個
124	パッキン押えボルト	GLS-M12X47	4個
185	シーリングパイプ	125MS3 395L	1個
186	バランスパイプ	125MS3 350L	1個
-	電動機軸受	6312ZZC3, 6210ZZC3	1式

- (2) 自動給水装置（機名：40BDRMD51.5、製番：P08708488、(株)荏原製作所製）1台について、新規ユニット（機名：40BDRME51.5、(株)荏原製作所製）と交換を行い、試運転にて正常に動作することを確認すること。
- (3) 機器の搬入出経路は、別途、委託者と調整すること。
- なお、人力で搬入する際には、階段部など段差のある箇所での作業に十分注意すること。

6 履行体制

受託者は、役務を総合的に把握し、役務を円滑に実施するために以下の体制を整えること。

(1) 業務責任者

受託者は、直接雇用契約関係にある者の中から、業務の遂行を指揮監督するための業務責任者を1人定めること。なお、業務責任者は、委託者と連絡調整を十分に行い、委託者からの指示等あった場合には対応すること。

(2) 資格

受託者は、本業務の遂行に必要な次に適合する資格者等を1名以上配置すること。

- ア 電気工事士（免状の種類不問）
- イ 消防設備士 甲種（第1類）
- ウ その他業務上で必要となる有資格者

7 提出書類

(1) 業務計画書

1部 契約後、速やかに

- ア 業務責任者等指定通知書、雇用関係が確認できるもの
- イ 業務員名簿（資格者一覧・資格証写し含む）
- ウ 業務工程表
- エ 緊急連絡体制表

(2) 完了届

1部 業務完了後速やかに

(3) 業務写真

//

(4) 作業報告書（作業日報含む）

//

受託者は、前項(1)～(4)に示す書類・報告書のほか、委託者より指示のある書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

8 再委託について

業務の「主たる部分（下記参照）」については、受託者はこれを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 交換部品の調達

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等のすべての面において主体的な役割を果たすこと。

9 その他

(1) 作業にあたっては、事前に委託者との工程調整等を行うこと。

(2) 受託者は業務の遂行にあたって、委託者、本市発注の創成トンネル設備総合管理業務受託者との連絡を密に取り合うこと。

(3) 作業の実施に必要な機器、工具、消耗品類、安全機器設備の手配・設置、照明器具等は受託者負担とする。

(4) 作業において、不測の部品交換の必要が生じた場合は別途とする。ただし、軽微な部品は本業務とする。

- (5) 発生材（金属材のみ）について、有価物として札幌市建設局山本資材置場（札幌市厚別区厚別町山本 1063-18）に搬入すること。搬入予定日の概ね 2 週間前までに市担当者へ「建設局山本資材置場利用届」及び「発生材調書」を提出し確認すること。また、実際の搬入日については資材置場管理業者と搬入日程の調整を行うとともに、搬入の際は管理業者へ利用届を 2 部提出し、1 部を写しとして持ち帰ること。
- (6) 発生材（金属材以外）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等（マニフェスト制度）に基づき適正に処分することとし、受託者と廃棄物収集運搬及び処分業者との契約書の写し、マニフェストの写しを報告書に添付すること。
また、処理施設については、原則として札幌市内の処理施設とし受入条件等を確認の上、事前に委託者と協議すること。
- (7) 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。また、事故等の問題が発生した場合には必ず報告の上、指示を受けること。
- (8) 作業の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片づけ及び清掃を行うこと。
- (9) 作業に伴う水、電気等は委託者が負担する。
- (10) 作業中・作業終了後、受託者の責任により生じた故障、破損及び事故等は、一切受託者の責任により対応すること。
- (11) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者・受託者の協議により定めるものとする。

10 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること

以上